

担当	富山労働局職業安定部		
	職業対策課		
	課長	太田	勝久
	課長補佐	高野	敬三
	高齢者対策担当官	吉井	裕子
	電話	076-432-2793	

「65歳までの高年齢者雇用確保措置は着実に進展」

～ 県内 31 人以上規模企業の高年齢者雇用確保措置の実施割合は 98.4% ～

《ポイント》 (平成22年6月1日現在の高年齢者の雇用状況報告書から)

1. 高年齢者雇用確保措置の実施状況

～ 大企業では高年齢者雇用確保措置を99%実施、中小企業は98%超 ～

平成22年6月1日現在、31人以上規模企業1,665社のうち、高年齢者雇用確保措置の実施企業の割合は、**98.4%**となった。(前年比0.6ポイント上昇)

(全国平均 96.6%)

うち、中小企業(31人～300人規模企業)は98.4%、大企業(301人以上規模企業)は99.0%。

なお、31人～50人以上規模企業では、97.9%と前年比1.2ポイント上昇。 【別表1】

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は**47.9%** (前年比0.7ポイント上昇)

〔内訳 定年制なし32社、定年65歳以上133社、希望者全員65歳以上雇用継続632社〕

(全国平均 46.2%) 【別表4】

「70歳まで働ける企業」の割合は**14.8%** (前年比6.2ポイント上昇)

(全国平均 17.1%) 【別表5】

2. 定年到達者の状況

～ 定年到達者のうち、希望した者のほとんどが継続雇用されている ～

31人以上規模企業の定年到達者のうち、定年後の継続雇用を希望し継続雇用された者は74.6%、継続雇用を希望したが基準に該当せず離職した者は1.4%、継続雇用を希望しなかった者は24.0%となっている。

* 定年後の継続雇用希望者の98.1%が継続雇用されており、継続雇用を希望したが基準に該当せず離職した者は1.9%。 【別表6】

3. 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

～ 高年齢者の常用労働者数が着実に増加 ～

60～64歳の常用労働者数は、31人以上規模で15,525人。(前年比6.0%増加)

* 51人以上規模企業では13,035人で、雇用確保措置の義務化前(平成17年)に比較して**5,529人**(73.7%)の増加。

65歳以上の常用労働者数は、31人以上規模で5,651人。(前年比3.5%増加)

* 51人以上規模企業では4,688人で、雇用確保措置の義務化前(平成17年)に比較して**2,372人**(102.4%)の増加。 【別表7】

4 . 今後の取組

高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。

年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及を図ることにより、65歳まで雇用の確保を基盤としつつ、何らかの仕組みで65歳を超えて70歳まで働ける企業の増加を図る。

1 雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

平成 18 年 4 月 1 日から、高年齢者雇用安定法が改正実施(以下「改正高齡法」という。)され、すべての企業に対し、高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(以下「雇用確保措置」という。)の導入が義務づけられたところである。

富山労働局・ハローワークにおいては、個々の企業の雇用確保措置実施状況を具体的に把握し、必要な助言・指導を行うなど、改正高齡法の着実な施行に取り組んでいる。

今般、県内企業から提出された「高年齢者雇用状況報告書」(例年 6 月 1 日現在における高年齢者に関する状況の報告が義務付けられている。)のうち、31 人以上規模企業 1,665 社について、その雇用確保措置の実施状況等を把握し、取りまとめを行ったところである。(平成 20 年までは 51 人以上規模企業を対象に調査。)

その結果、改正高齡法に沿った雇用確保措置を実施済みの企業(以下「実施済み企業」という。)は全 1,665 社中 1,639 社、98.4%であり、昨年度と比較すると 0.6 ポイント増加している(表 1 参照)。

一方、改正高齡法に沿った雇用確保措置が未実施である企業(以下「未実施企業」という。)は 26 社、1.6%となっており、未実施である企業の内訳は、「社内検討中」及び「労使協議中」が 16 社、実施に向けて「改定予定あり」としている企業が 8 社となっている。また、未実施の主な要因としては、「経営者の高年齢雇用確保措置の理解不足」、「人事労務管理改善等のノウハウの不足」、「対象労働者がいない」などである。

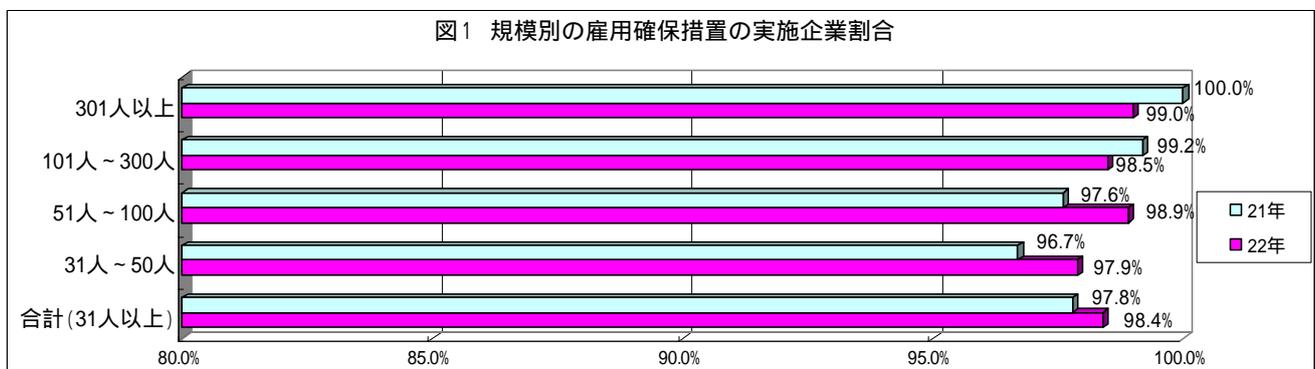
(2) 企業規模別、産業別の状況

実施済み企業の割合を企業規模別に見ると、301 人以上の規模において 99.0%となっており、101 人~300 人で 98.5%、51 人~100 人で 98.9%となっている。

(別表 1、2 参照)

また、対象企業数が多い業種を中心として産業別の実施済み企業の状況を見ると、「製造業」で 99.1%、「卸売・小売業」で 97.3%、「医療、福祉」で 99.1%となっている。

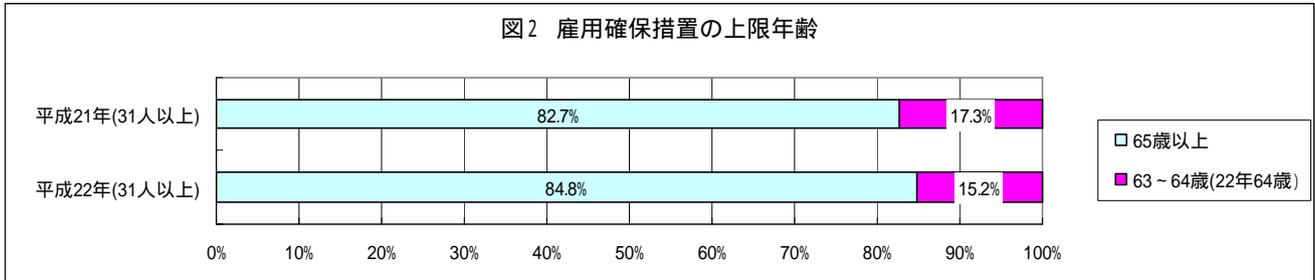
(別表 2 参照)。



2 雇用確保措置の具体的内容

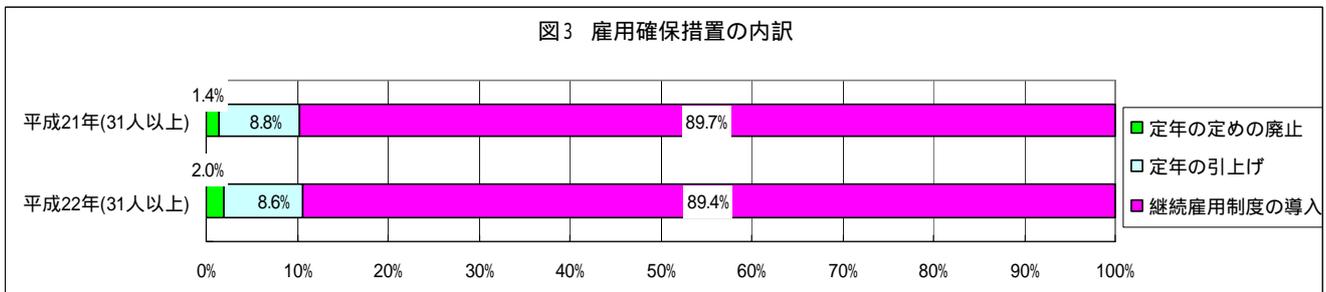
(1) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、実施済み企業（1,639社）のうち、64歳を上限年齢とした企業は249社、15.2%となっている。また、改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しをし、65歳以上を上限年齢とした企業は1,390社、84.8%となっており、昨年に比べ2.1ポイント上昇している。（別表3-1参照）



(2) 雇用確保措置の内訳

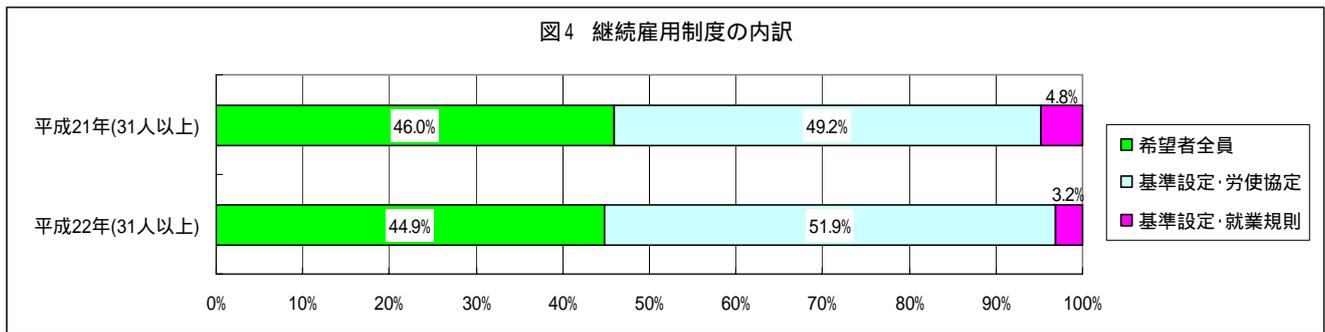
雇用確保措置の内訳については、実施済み企業（1,639社）のうち、「定年の定めを廃止」をした企業32社2.0%(前年比0.6ポイントの増加)、「定年年齢の引上げ」の措置を講じた企業は、141社8.6%(前年比0.2ポイントの減少)となっている。また、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,466社89.4%(前年比0.3ポイントの減少)となっている。31人~50人規模企業で、定年の定めを廃止している企業が増加している。（別表3-2参照）



(3) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度の内訳については、同制度を導入により雇用確保措置を講じている企業（1,466社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、658社44.9%(前年比1.1ポイントの減少)であり、対象者となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、808社55.1%(前年比1.1ポイントの増加)となっている。

また、基準に基づく継続雇用制度を導入した企業（808社）のうち、基準について労使間で合意して定めた企業は761社、51.9%(前年比2.7ポイントの増加)となっており、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、改正高齢法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は47社、3.2%(前年比1.6ポイントの減少)となっている。（別表3-3参照）



(4) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業（定年の定めなし、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施）は、797社47.9%(前年比0.7ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、31人～50人の中小企業で59.5%(前年比1.1ポイント増加)となっており、取組が進んでいる。（別表4参照）

(5) 「70歳まで雇用確保措置を実施した企業の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定めなし、70歳以上定年、希望者全員70歳以上及び基準該当者70歳以上等のいずれかの継続雇用制度を実施）の割合は、247社14.8%(前年比6.2ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、31人～300人では、15.4%(前年比6.5ポイントの増加)、301人以上では、8.1%(前年比3.9ポイントの増加)となっている。（別表5参照）

3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者（4,678人）のうち、継続雇用された者の数（割合）は3,489人（74.6%）、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は67人（1.4%）、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.1%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は1.9%となっている。

また、継続制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者1,461人のうち、継続雇用された者の数（割合）は1,182人（80.9%）となっている。基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者2,958人のうち、継続雇用された者の数（割合）は2,101人（71.0%）、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は、65人（2.2%）となっている。（別表6参照）

4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

(1) 常用労働者の推移（51人以上規模企業）

雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、

- ・常用労働者数は、179,550人から193,632人と14,082人（7.8%）の増加。
- ・60～64歳の常用労働者数は、7,506人から13,035人と5,529人（73.7%）の増加。
- ・65歳以上の常用労働者数は、2,316人から4,688人と2,372人（102.4%）の増加。

となり、増加した常用労働者のうち、56.1%が60歳以上の常用労働者数であり、雇用確保措置により高年齢労働者が大幅に増加している。（別表7参照）

5 今後の取組み

(1) 雇用確保措置の未実施企業に対する指導の実施

これまで雇用確保措置の未実施企業に対して、労働局、ハローワークは事業主団体の協力を得ながら、関係機関と緊密に連携しつつ、企業に対する助言・指導に努めてきたところである。

本年6月1日現在の未実施企業26社に対しては、引き続き、労働局、ハローワークの幹部職員等による個別指導を実施することにより、未実施企業の解消を図ることとする。

また、22年度末に300人以下企業の雇用確保措置の基準にかかる経過措置期限が到来することから、就業規則で継続雇用制度の対象となる高年齢者の基準を定めている47社に対して個別指導を実施するなどし、確実な高年齢者の雇用確保措置の導入に努める。

(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度より、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、さらに報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半層の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行うこととする。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少が懸念されており、また、平成24年には団塊世代が65歳に到達することなどを踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け「定年引上げ等奨励金」を積極的に活用するなど「70歳まで働ける企業」の普及・啓発等を企業に対し強く働きかけを行うこととする。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	実施済み		未実施		+ 合計	
31～300人	1,541	(1,521)	25	(37)	1,566	(1,558)
	98.4%	(97.6%)	1.6%	(2.4%)	100.0%	
31～50人	606	(578)	13	(20)	619	(598)
	97.9%	(96.7%)	2.1%	(3.3%)	100.0%	
51～300人	935	(943)	12	(17)	947	(960)
	98.7%	(98.2%)	1.3%	(1.8%)	100.0%	
301人以上	98	(96)	1	(0)	99	(96)
	99.0%	(100.0%)	1.0%	(0.0%)	100.0%	
31人以上 総計	1,639	(1,617)	26	(37)	1,665	(1,654)
	98.4%	(97.8%)	1.6%	(2.2%)	100.0%	
51人以上 総計	1,033	(1,039)	13	(17)	1,046	(1,056)
	98.8%	(98.4%)	1.2%	(1.6%)	100.0%	

(注)()内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～7において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

	実施済企業割合				未実施企業割合						
	31～50人		51～100人		31～50人		51～100人				
規模別	31～50人		97.9% (96.7%)		2.1% (3.3%)						
	51～100人		98.9% (97.6%)		1.1% (2.4%)						
	101～300人		98.5% (99.2%)		1.5% (0.8%)						
	301～500人		98.1% (100.0%)		1.9% (0.0%)						
	501～1,000人		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)						
	1,001人以上		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)						
	合計		98.4% (97.8%)		1.6% (2.2%)						
産業別			31人以上		51人以上		31人以上		51人以上		
	農、林、漁業		100.0% (100.0%)		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		
	鉱業、採石業、砂利採取業		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		
	建設業		98.3% (99.2%)		98.1% (100.0%)		1.7% (0.8%)		1.9% (0.0%)		
	製造業		99.1% (98.5%)		99.2% (98.7%)		0.9% (1.5%)		0.8% (1.3%)		
	電気・ガス・熱供給・水道業		100.0% (100.0%)		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		
	情報通信業		97.2% (97.2%)		100.0% (100.0%)		2.8% (2.8%)		0.0% (0.0%)		
	運輸、郵便業		98.5% (97.7%)		98.6% (98.6%)		1.5% (2.3%)		1.4% (1.4%)		
	卸売業、小売業		97.3% (96.5%)		97.4% (98.1%)		2.7% (3.5%)		2.6% (1.9%)		
	金融業、保険業		100.0% (91.3%)		100.0% (100.0%)		0.0% (8.7%)		0.0% (0.0%)		
	不動産業、物品賃貸業		93.3% (92.9%)		100.0% (100.0%)		6.7% (7.1%)		0.0% (0.0%)		
	学術研究、専門・技術サービス業		96.3% (96.4%)		100.0% (100.0%)		3.7% (3.6%)		0.0% (0.0%)		
	宿泊業、飲食サービス業		100.0% (97.4%)		100.0% (96.2%)		0.0% (2.6%)		0.0% (3.8%)		
	生活関連サービス業、娯楽業		97.8% (100.0%)		100.0% (100.0%)		2.2% (0.0%)		0.0% (0.0%)		
	教育、学習支援業		88.2% (88.9%)		85.7% (84.6%)		11.8% (11.1%)		14.3% (15.4%)		
	医療、福祉		99.1% (97.7%)		98.9% (97.3%)		0.9% (2.3%)		1.1% (2.7%)		
	複合サービス事業		100.0% (100.0%)		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		
	サービス業(他に分類されないもの)		99.1% (99.0%)		100.0% (100.0%)		0.9% (1.0%)		0.0% (0.0%)		
公務・その他		0.0% (0.0%)		0.0% (0.0%)		100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)			
		合計		98.4% (97.8%)		98.8% (98.4%)		1.6% (2.2%)		1.2% (1.6%)	

表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以上 (含定年制なし)		②64歳 (H21年は63～64歳)		①+②合計	
	31～300人	1,319	(1,271)	222	(250)	1,541
	85.6%	(83.6%)	14.4%	(16.4%)	100.0%	
31～50人	537	(501)	69	(77)	606	(578)
	88.6%	(86.7%)	11.4%	(13.3%)	100.0%	
51～300人	782	(770)	153	(173)	935	(943)
	83.6%	(81.7%)	16.4%	(18.3%)	100.0%	
301人以上	71	(66)	27	(30)	98	(96)
	72.4%	(68.8%)	27.6%	(31.3%)	100.0%	
31人以上 総計	1,390	(1,337)	249	(280)	1,639	(1,617)
	84.8%	(82.7%)	15.2%	(17.3%)	100.0%	
51人以上 総計	853	(836)	180	(203)	1,033	(1,039)
	82.6%	(80.5%)	17.4%	(19.5%)	100.0%	

表3-2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年の定め廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
	31～300人	32	(23)	140	(142)	1,369	(1,356)	1,541
	2.1%	(1.5%)	9.1%	(9.3%)	88.8%	(89.2%)	100.0%	
31～50人	19	(10)	87	(82)	500	(486)	606	(578)
	3.1%	(1.7%)	14.4%	(14.2%)	82.5%	(84.1%)	100.0%	
51～300人	13	(13)	53	(60)	869	(870)	935	(943)
	1.4%	(1.4%)	5.7%	(6.4%)	92.9%	(92.3%)	100.0%	
301人以上	0	(0)	1	(1)	97	(95)	98	(96)
	0.0%	(0.0%)	1.0%	(1.0%)	99.0%	(99.0%)	100.0%	
31人以上 総計	32	(23)	141	(143)	1,466	(1,451)	1,639	(1,617)
	2.0%	(1.4%)	8.6%	(8.8%)	89.4%	(89.7%)	100.0%	
51人以上 総計	13	(13)	54	(61)	966	(965)	1,033	(1,039)
	1.3%	(1.3%)	5.2%	(5.9%)	93.5%	(92.9%)	100.0%	

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員		②基準該当者				①+②合計	
	31～300人	643	(657)	726		(699)		1,369
	47.0%	(48.5%)	労使協定		就業規則等			
			679	(630)	47	(69)		
			49.6%	(46.5%)	3.4%	(5.1%)	100.0%	
31～50人	271	(278)	229		(208)		500	(486)
	54.2%	(57.2%)	労使協定		就業規則等			
			207	(175)	22	(33)		
			41.4%	(36.0%)	4.4%	(6.8%)	100.0%	
51～300人	372	(379)	497		(491)		869	(870)
	42.8%	(43.6%)	労使協定		就業規則等			
			472	(455)	25	(36)		
			54.3%	(52.3%)	2.9%	(4.1%)	100.0%	
301人以上	15	(11)	82		(84)		97	(95)
	15.5%	(11.6%)	労使協定		就業規則等			
			82	(84)	-	(-)		
			84.5%	(88.4%)	-	(-)	100.0%	
31人以上 総計	658	(668)	808		(783)		1,466	(1,451)
	44.9%	(46.0%)	労使協定		就業規則等			
			761	(714)	47	(69)		
			51.9%	(49.2%)	3.2%	(4.8%)	100.0%	
51人以上 総計	387	(390)	579		(575)		966	(965)
	40.1%	(40.4%)	労使協定		就業規則等			
			554	(539)	25	(36)		
			57.3%	(55.9%)	2.6%	(3.7%)	100.0%	

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用	合計	報告した 全ての企業
31~300人	32 (23)	133 (122)	618 (626)	783 (771)	1,566 (1,558)
	2.0% (1.5%)	8.5% (7.8%)	39.5% (40.2%)	50.0% (49.5%)	100.0%
31~50人	19 (10)	86 (75)	263 (264)	368 (349)	619 (598)
	3.1% (1.7%)	13.9% (12.5%)	42.5% (44.1%)	59.5% (58.4%)	100.0%
51~300人	13 (13)	47 (47)	355 (362)	415 (422)	947 (960)
	1.4% (1.4%)	5.0% (4.9%)	37.5% (37.7%)	43.8% (44.0%)	100.0%
301人以上	0 (0)	0 (0)	14 (10)	14 (10)	99 (96)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	14.1% (10.4%)	14.1% (10.4%)	100.0%
31人以上 総計	32 (23)	133 (122)	632 (636)	797 (781)	1,665 (1,654)
	1.9% (1.4%)	8.0% (7.4%)	38.0% (38.5%)	47.9% (47.2%)	100.0%
51人以上 総計	13 (13)	47 (47)	369 (372)	429 (432)	1,046 (1,056)
	1.2% (1.2%)	4.5% (4.5%)	35.3% (35.2%)	41.0% (40.9%)	100.0%

表5 「70歳まで働ける企業」の割合

(社、%)

	定年の定めなし	70歳以上定年	継続雇用制度			合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の制度 で70歳以上		
31~300人	32 (23)	6 (6)	25 (16)	18 (34)	158 (60)	239 (139)	1,556 (1,558)
	2.1% (1.5%)	0.4% (0.4%)	1.6% (1.0%)	1.2% (2.2%)	10.2% (3.9%)	15.4% (8.9%)	100.0%
31~50人	19 (10)	4 (3)	15 (10)	6 (14)	70 (23)	114 (60)	619 (598)
	3.1% (1.7%)	0.6% (0.5%)	2.4% (1.7%)	1.0% (2.3%)	11.3% (3.8%)	18.4% (10.0%)	100.0%
51~300人	13 (13)	2 (3)	10 (6)	12 (20)	88 (37)	125 (79)	947 (960)
	1.4% (1.4%)	0.2% (0.3%)	1.1% (0.6%)	1.3% (2.1%)	9.3% (3.9%)	13.2% (8.2%)	100.0%
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (4)	8 (4)	99 (96)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	8.1% (4.2%)	8.1% (4.2%)	100.0%
31人以上 総計	32 (23)	6 (6)	25 (16)	18 (34)	166 (64)	247 (143)	1,665 (1,654)
	1.9% (1.4%)	0.4% (0.4%)	1.5% (1.0%)	1.1% (2.1%)	10.0% (3.9%)	14.8% (8.6%)	100.0%
51人以上 総計	13 (13)	2 (3)	10 (6)	12 (20)	96 (41)	133 (83)	1,046 (1,056)
	1.2% (1.2%)	0.2% (0.3%)	1.0% (0.6%)	1.1% (1.9%)	9.2% (3.9%)	12.7% (7.9%)	100.0%

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望し ない者)		継続雇用を 希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望した が基準に該当しない ことによる離職者		継続雇用の 終了による 離職者
31人以上規模 企業合計	4,678人	1,122人	24.0%	3,556人	76.0% (100.0%)	3,489人	74.6% (98.1%)	67人	1.4% (1.9%)	1,119人
希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業	1,461人	279人	19.1%	1,182人	80.9% (100.0%)	1,182人	80.9% (100.0%)	0人	0.0% (0.0%)	237人
基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業	2,958人	792人	26.8%	2,166人	73.2% (100.0%)	2,101人	71.0% (97.0%)	65人	2.2% (3.0%)	844人

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60～64歳		65歳以上	
5 1 人 以上 規 模 企 業	平成17年	179,550人	(100.0)	7,506人	(100.0)	2,316人	(100.0)
	平成18年	183,237人	(102.1)	7,703人	(102.6)	2,749人	(118.7)
	平成19年	190,269人	(106.0)	9,497人	(126.5)	3,616人	(156.1)
	平成20年	195,339人	(108.8)	12,073人	(160.8)	4,582人	(197.8)
	平成21年	191,526人	(106.7)	12,440人	(165.7)	4,544人	(196.2)
	平成22年	193,632人	(107.8)	13,035人	(173.7)	4,688人	(202.4)
3 1 人 以上 規 模 企 業	平成21年	215,277人	(100.0)	14,642人	(100.0)	5,458人	(100.0)
	平成22年	218,143人	(101.3)	15,525人	(106.0)	5,651人	(103.5)

(注) 括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)